

2014年11月26日

南関東防衛局長

丸井 博 様

「厚木飛行場周辺の住宅防音工事における区域見直し」の陳情書

湘南ライフタウンB地区藤沢自治会

会 長 村 田 健 一

住所 〒-252-0816 藤沢市遠藤 650-12

電話番号 0466-87-6369

陳情内容

1. 2006年1月17日告示された厚木飛行場周辺の防音工事にかかる対象区域（第一種区域）について、その見直し及び範囲の拡大を行うこと。特に、当自治会地域内を一体化した対象区域としての設定が行われること。
2. 航空機騒音被害の解消にむけた対応を強化すること。少なくとも現在の防音工事対象区域外となっている地域の上空は飛行しないこと。

陳情理由

- (1) 私たち湘南ライフタウンB地区藤沢自治会は（178戸で構成）、この地区に居住をはじめてから、30有余年が経過しております。その間、航空機の騒音に悩まされながらも、より快適な生活を求め、地域住民が協力し努力をして参りました。こうした中、2006年に「航空機機種変更に伴い」厚木飛行場周辺の防音工事にかかる新たな対象区域の告示が示されましたが、この内容は地域住民の思いとはかけ離れており、私たちの思いを無視したものとなっています。
- (2) 対象区域を定めるにあたって、その基となる航空機騒音の計測において、線引きされた区域を跨いで計測されたかどうか？ 私たちの自治会においても騒音計を入手し計測を実施しましたが、訓練飛行中と思われるジェット機の場合、90dB~110dB くらいあり、かなりの騒音でしたが、防音工事対象区域の内外における騒音が異なるとは到底思えません。また航空機の飛行ルート及び飛行高度は毎回全く同じではなく、その結果を考慮しているとは考えられません。加えて、近年は従来示されている飛行ルート（北・南）を逸脱し、北・南南西方向、また寒川方面から当自治会上空を善行方面へと飛行していることも目視にて確認しており、区域設定時と状況が異なっています。
また、日米両政府が厚木基地から岩国基地への艦載機の移駐を3年先送りで合意しましたが、更に苦痛が増長します。
- (3) 現在の対象区域の設定においては、私たち住民の意向・意識などの調査は実施されておらず、一方的に決定されています。少なくとも、自治会を二分するような、（178戸の内工事対象区域外49戸）そうした無神経な姿勢には、憤りを感じずにはられません。
- (4) 私達自治会は、一つの街、同じ環境に暮らす一つの自主組織・地域として日々の生活を営んでいます。その地域の一体化した街並みや生活環境を考慮せず、単純に道路をもって対象区域を区切り、格差を生み出すとともに、不協和音を醸し出す事は、行政として選択すべきでないと考えます。

以上の理由から、陳情項目への取り組みを強く要請するものです。

以上